

■報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2の規定により専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発生場所	四万十町大正大奈路 町道大奈路中津川線
概要	平成25年12月7日午前5時30分頃、町道大奈路中津川線を自動車で走行中、開閉式道路側溝鋼製蓋が開いた状態であったが、気づかずに入し、車体を損傷したもの
専決処分日	平成26年1月30日
賠償金額	134,652円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

【事故現場】



【事故車両】

